

## 指摘事項・意見等一覧表

### 【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

### 【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	15	健康福祉部	せいかつ支援課	未収金対策について (ア)災害援護資金貸付金償還金について	<p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金は、資金は国が3分の2、県が残りの3分の1を負担し、市が被災者の貸付窓口となっています。元金は市が債務者から回収した上で国・県に返済し、利子は市の収入としています。国・県への返済期限はこれまでに4回の延長が行われており、令和4年4月28日まで延長される予定です。所管課からは「今後、再度の延長が認められるのは難しい状況である。」旨の説明を受けました。</p> <p>令和2年3月末現在、①市は債務者に返済免除の決定をしたが、国・県への免除申請を現時点で行っていない債権、②債務者から少額返済中である債権、③債務者が行方不明などの理由で徴収が困難である債権、合計196件、2億2,253万円の債権が残っていますが、このままの状態だと国・県への返済期限には、大部分を市が立て替え、一括して支払うこととなります。</p> <p>所管課においては返済期限までに、①の債権は、返済免除が認められるよう他市と連携しながら鋭意県との協議を進めるとともに、②の債権は、今後とも着実に回収できるよう取組を進めることで市の負担を最小限とするよう努め、また③の債権も、債務者と連絡が取れるよう引き続き努めてください。</p>	<p>返済免除を行った債権については、県市連絡会において引き続き他市と連携を取りながら協議を進めていきます。</p> <p>少額償還及び徴収困難な債権については、災害援護資金貸付償還金事務マニュアルに基づき継続的に電話催告や実地訪問等を行い、積極的かつ適正に対応していきます。</p> <p>履行期限については、平成7年度前期分も延期が認められ、後期分も事務連絡があり次第申請する予定です。</p> <p>返済期限である令和4年4月28日までに市が立て替える額が最小限となるよう取り組みます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	16	管理部	学事課	未収金対策について (イ)修学資金貸付金償還金について	<p>収納状況に関して、平成30年度決算審査の提出資料に誤りがあることが判明しました。平成29年度及び平成30年度決算審査においても、状況確認中に提出資料の差替えが行われたことから、債権管理に対する認識の甘さがうかがえます。平成30年度決算審査意見書での意見についても、改善の跡が見られません。債権を間違いなく把握、管理できるよう、至急体制を整えてください。</p> <p>また、未収金の回収取組についても、1年間に1回電話をかけただけ、あるいは納付書を送付しただけという事例も多く見られ、不十分であると言わざるを得ません。支払督促や臨戸訪問などできることから積極的に取り組み、未収金の回収に一層努めてください。</p>	<p>台帳の整備については、貸付状況や収納状況に係る台帳のほか、債務者からの支払いに関する相談内容等、記録方法の改善を図りました。今後も債権の正確な把握、適正な管理に努め、業務の効率化や債務者からの問合せへの迅速で丁寧な対応、十分な債権回収への取組につなげることができるよう取り組んでいきます。</p> <p>未収金回収の取組については、債権回収の委託先である弁護士法人と協議を行い、催告を強化することとしています。また、本年12月には未収金上位者や時効が迫る債務者等について臨戸訪問を実施し、徴収強化に向けて取り組んでいきます。</p> <p>ご指摘いただいた内容を踏まえ、業務改善に取り組み、適正な債権管理とより一層の未収金の回収に努めていきます。</p>
2	決算	17	健康福祉部	生活援護課	未収金対策について (ウ)生活保護費返戻金について	<p>収入未済額は年々増加している状況です。債務者の所得が低い場合、一旦返戻金が発生すると回収が難しいことは理解できますが、そもそも返戻金が発生しないような仕組みを作ることが重要であると考えます。適切な生活保護費の支給要件の確認に取り組んでください。</p> <p>また、不納欠損となった債権に係る過去の取組について、記録が残っていないものや、何年間も放置したままであった事例がありました。不納欠損となった生活保護費の国費負担分については、審査した上で国から返還されることとなりますが、督促、催告などの請求を適切に行っていないなど、市における取組が不十分と判断されれば、国が返還を認めない事態も想定されます。今後も適切な債権管理に取り組んでください。</p>	<p>返戻金が発生しないような取組については、適切な生活保護費の支給要件の確認のほか、生活保護申請時に、「不正受給」防止のしおりを使用し、世帯収入の取扱いと収入申告の義務等を説明し、生活保護受給者がその内容を理解したうえで生活保護制度を適正に利用していただけるよう啓発を行っています。さらに、債権の基本的な知識を習得できるようケースワーカーに対する研修も行っています。</p> <p>また、令和元年度に、生活保護費返戻金に係る債権の事務処理手順を定めた「生活保護返戻金債権管理マニュアル」の見直しを行いました。それに伴い、本人へ督促状などの発送や電話による催告、ケースワーカーの訪問の際、文書や口頭による納付催告や債務承認等の時効中断となるよう債務の減少に努めています。今後も継続して正確な債権管理に努めていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	18	企画経営部 総務部	政策推進課 管財課	土地開発公社について	<p>宝塚市土地開発公社経営健全化計画の進捗状況については、計画策定時の5年以上長期保有土地は13か所で簿価26億2,968万円となっており、計画期間中に9か所、21億6,400万円を市が再取得する計画でしたが、令和元年度末時点において再取得されたのは平成30年度に1か所、1億4,827万円にすぎず、計画どおりに進んでいるとは言えない状況です。また、処分計画として記載された長期保有土地の買戻しは行われませんでした。現在、計画の最終年次を迎えており、本市では公社支援の側面からも次期計画を策定する方向で検討しているとのことですが、実現性の乏しい計画を策定し、それを市民に公表することは避けるべきだと考えます。</p> <p>また、令和元年度には、都市計画道路競馬場高丸線用地の取得に併せて代替用地3,022万円も取得されています。当該計画では「代替用地の取得については、同時契約、三者契約とすることを原則とする。」と定められています。「今回は事業実施のために必要であると判断し、買手についてもある程度見込みが立っていることから、一定期間公社が保有する形で代替用地の取得を行った。」旨の説明を受けました。今回の代替用地の取得が事業の推進に必要であることは一定理解しますが、今後、再度未処分土地が発生することがないように代替用地の先行取得は慎重に行ってください。</p>	<p>土地開発公社経営健全化計画については、本市の場合、国が定める策定及び公表要件には該当していません。他方で、本計画では、公社の金融機関からの借入れに対し利子補給を行うことや、公社が外部から資金調達を行う際に市が債務保証を行うこと、その他経営健全化のための具体的措置について定めています。</p> <p>次期計画については、これらの位置づけや今後の土地処分の見直しなども踏まえ、計画という形式を採用するか否かも含め、市と公社で十分に検討したいと考えています。</p> <p>また、代替地の取得については、経営健全化計画においても同時契約を原則としていることから、今後の事業の推進にあたっては、慎重に検討していきます。</p>
2	決算	19	企画経営部	施設マネジメント課	宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針の取組状況について	<p>宝塚市公共施設(建物施設)保有量最適化方針における令和2年7月時点の取組対象施設の取組状況を確認したところ、取組期間が前期の取組対象施設で「具体的な取組なし。」となっている施設があるなど、施設ごとの進捗状況に差異が見受けられました。また、後期の取組対象施設であっても、取組完了までに時間を要すると見込まれる施設については早期に着手し、取組期間内に達成できるよう、取組を進めてください。</p>	<p>取組対象施設は、取組期間の前期・後期に関わらず、策定後に施設所管課より各施設利用者等に最適化方針の内容の説明を行い、対象者に周知を図っています。</p> <p>施設マネジメント課は総合調整役として、定期的に全体の進捗管理及び各取組状況などについて庁内への情報提供を行い、個別の取組は施設所管課や関係課と連携し、実施した説明会などで出た課題共有や進め方などの相談・協議を随時行いながら取り組んでいるところです。</p> <p>今後、進捗が遅れている施設は、取組の進め方等について、施設所管課と協議を行いながら検討していきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	20	企画経営部	資産税課	固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の課税誤りについて	<p>令和元年度における固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の価格等の修正状況については、修正による増額が10件で49万円、修正による減額が42件で1,183万円、合計で52件の課税誤りがあり、これらの中には過去の年度も含め取扱いや入力誤り等による修正が散見されました。</p> <p>チェック不足に起因する課税誤りをなくしていくため、システムチェックによるヒューマンエラー防止を検討するなど、よりよい調査方法の研究及び事務改善を行い、適正な賦課事務の執行に努めてください。</p>	<p>公平公正な課税を行うため、職員によるチェックを徹底するとともに、可能な事務からRPAの導入を検討するなど、ヒューマンエラーによる課税誤りがなくなる方法を考えています。</p> <p>また、固定資産税の評価システムや固定資産評価情報管理システムの研究や改善なども行い、適正な賦課事務の執行に努めていきます。</p>
2	決算	21	総務部	給与労務課	正規職員に係る時間外勤務の状況等について	<p>「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」を改正し、上限時間を1箇月45時間以内、1年(4月から翌年3月まで)360時間以内としています。また、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員は、1箇月100時間未満、1年720時間以内などの上限時間が適用されますが、現在は指定されていません。さらに、特例業務に従事する職員は上限時間を超えてもよいが、任命権者が上限時間を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、必要最小限とし、かつ職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、翌年度の9月までに時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならないことが規定されています。</p> <p>令和元年度の正規職員に係る上限時間の超過状況を確認したところ、上記時間を超過している職員が多く見受けられた上、他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員の上限時間を超過している職員も見受けられました。</p> <p>このことについて、「今後、時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うに当たり、当該時間外勤務の実施内容が特例業務に該当するか確認する予定である。」旨の説明を受けましたが、特例業務は事後的に適用できるものとは考えにくく、また、上限時間を超過した全ての業務が特例業務の要件に当たるのか疑問です。結果的に特例業務の要件に該当しなかった場合は規則違反となることを踏まえ、他市の実施状況等を参考にしながら時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行ってください。</p> <p>時間外勤務の削減は市の歳出削減に寄与する上、年次休暇の取得義務日数の達成と職員のワークライフバランスを実現することで市政運営全体に好影響をもたらすと考えます。安易に特例業務として整理するのではなく、時間外勤務そのものの削減に努めてください。</p>	<p>令和2年(2020年)10月8日に総務部長名により各部長に対して、令和元年度(2019年度)に係る時間外勤務の上限超過要因等の報告書の提出を、10月16日を期限として求め、提出された報告書を基に給与労務課において時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行っているところです。</p> <p>今後、他律的業務の比重が高い部署の指定を行うとともに、特例業務として災害対応(新型コロナウイルス感染症への対応を含む)等をあらかじめ認定する予定です。</p> <p>時間外勤務の削減については、各部署においては事務処理の簡素化・効率化(マニュアル化を含む)、計画的な事務執行、業務分担の見直し・平準化などに取り組むとともに、総務部においても全庁共通事務の効率化や、適正な人員配置、意識啓発に取り組んでいきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	22	健康福祉部	障害福祉課	共同受注窓口補助金について	<p>令和元年度の予算執行状況は、予算額530万円に対し、61万円しか執行されていません。このことについて、「事業開始が大幅に遅れたことに加え、交付団体が業務に専任する職員を年度内に雇用できなかったことより人件費が発生しなかったためである。」旨の説明を受けましたが、補助金の在り方について事前に十分な検討がなされていたか疑問が残ります。</p> <p>また、補助金の支出効果については、令和元年度は営業活動に従事する専任職員を雇用できなかった結果、受注実績額も対前年度比15万円増であり、ほとんど伸びなかったと判断せざるを得ず、不十分であったと言わざるを得ません。</p> <p>なお、宝塚市補助金交付基準では、「要綱上、終期を明記し、原則として補助対象支出の2分の1以下とする。」とされていますが、当該補助金はどちらの要件も満たされていません。補助率が2分の1以下でも団体が事業を継続できるよう、受注実績額を拡大させ、そこから手数料収入を得られる等の仕組づくりが必要ではないかと考えます。</p> <p>当該補助金が障害(がい)者の就労意欲や工賃向上に寄与するよう、受注実績額の確保に向けた効果的な補助金の在り方について、引き続き検討を重ねてください。</p>	<p>共同受注窓口補助金は、障害(がい)福祉基金を財源として、広く、障害(がい)者が地域で安心して生活できる環境を整備するために実施する事業です。</p> <p>補助金要綱の終期の設定及び補助率の見直しについては、共同受注窓口が福祉的就労の利用者である障害者の工賃向上を目的として設置されていることから、市としても、今後も継続した支援を行っていきたいと考えています。また、当該補助事業が効果的なものとなるよう、運営状況や今後の受注実績などを注視しながら、要綱の終期を令和5年3月末に設定し、それを目途に補助率を含めた補助金の在り方について慎重に検討したいと考えます。</p>
2	決算	23	健康福祉部	生活援護課	生活保護費負担金返還金について	<p>令和元年度に合計2億5,305万円もの返還金が発生した理由について、予算額を多く見込んでいたためとの説明を受けましたが、年3回行われる負担金所要見込額調査及び変更交付申請において、年度途中の見込額に基づく交付額の減額は可能であったと考えます。</p> <p>今後返還額を抑制するための方策として、「各扶助費を適正に見込んで国へ報告していく。」旨の説明を受けましたが、精算に伴う返還金は翌年度の一般財源から返還するため、返還額が過大となった場合は翌年度の財源に大きな影響を及ぼします。所管課においては、引き続き予算編成時に扶助費の適切な見込額の算出に努めるとともに、今後は年度途中においても実績に基づく各扶助費の見込額の精査を行い、必要に応じて変更交付申請を行う等、過大な返還金が発生しないよう努めてください。</p>	<p>市の財政状況が厳しい中、多大な返還金が発生したことを重く受け止めています。平成30年度までは、生活保護費の確保のため、当初予算額を所要見込額としてきましたが、令和元年度からは、生活保護費を適正に見込み、決算見込額を所要見込額として報告することに改めており、返還金を少額にとどめています。</p> <p>今後も、適正な扶助費の見込に努めていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	24	環境部	地域エネルギー課	二酸化炭素排出抑制対策事業について	<p>再生可能エネルギー利用推進に向けた取組として、令和元年度に、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、西谷地区における畜産糞尿を地域資源として活用するバイオガス発電設備の導入可能性調査を実施しました。</p> <p>しかし、液肥の農業利用先の確保の目的が現時点では立っていないことやバイオガスプラント導入に係る建設費用が数億円規模と高額になるなど採算性の面からも様々な課題があり、直ちに事業化するの難しいのではないかと考えます。</p> <p>これまでも、国の補助金を活用しながら様々な再生可能エネルギーの導入に向けた調査委託業務を行ってきましたが、調査結果を踏まえ、一定の整理・検証を行い、その上で本市にふさわしい再生可能エネルギー導入の方策について具体的に取組んでいくことが必要であると考えます。</p> <p>所管課においては、費用対効果を十分に認識した上で、今後は可能性調査委託を行うだけで取組を終了するのではなく、それを実現可能な成果に結びつけられるよう、地元の関係者への働きかけなど継続的に取組んでください。</p>	<p>木質バイオマス資源の活用については、今年度、兵庫県が本市の隣接市町も含めた調査事業を実施しています。西谷地区においても事業者の視察が行われ、まちづくり協議会主催の勉強会が開催されるなど、活用検討の機運が生まれています。本市としても供給の仕組づくりや需要の確保等について、兵庫県や関係団体、地域とともに検討していきます。</p> <p>バイオガスプラント導入検討については、調査結果説明会を開催し、西谷地区の勉強会でも説明しました。酪農家は情報収集を行うなどプラント導入検討に意欲は持っており、農家も液肥に関心はあることから、今後地域で懇談・協議の場を設定の上、各主体の意向を確認しながら課題解決に向けた具体的検討を進めていきます。</p> <p>再生可能エネルギーの導入については、導入に至る場合においても実証試験や詳細な検討等で調査終了後から複数年を要するものであり、調査事業に対する費用対効果を十分に認識し、関係者に働きかけを行い、導入に向けた具体的な検討を進め、実現可能な成果に結びつけられるよう取組んでいきます。</p>
2	決算	25	産業文化部	商工勤労課	雇用促進連絡協議会補助金について	<p>宝塚市雇用促進連絡協議会に対し、講演会、セミナーなど事業経費の2分の1を上限に補助金を交付しています。宝塚市雇用促進連絡協議会事業補助金交付要綱では、補助金の交付期限は平成23年3月31日にもかかわらず、改正がなされないままに補助金を交付してきた実態があるので、早急に交付要綱の改正を行ってください。</p> <p>また、補助金13万円(精算後)に対して繰越金は145万円と、ここ数年補助金額を超えて繰越金が発生しており、交付基準に基づく適正な補助金の交付とはなっていません。令和元年度に雇用促進に関する各種セミナーを実施していますが、会員事業所数はここ数年伸びている状況とは言えず、またセミナーの参加数も会員事業所の半分程度で、限られた事業者への事業展開にとどまっていることから、今後は会員事業所に限定せず、市内事業所が幅広くセミナーに参加できるようにするなど、事業者の雇用促進の取組を強化するとともに、会員事業所の拡大に向けて幅広く情報発信や勧誘に取り組むよう支援してください。</p>	<p>交付要綱については、令和2年7月1日付けで改正を行い、終期を設定いたしました。今後は適正な要綱改正を行っていきます。</p> <p>補助金額を超える繰越金が発生していることについては、協議会が補助金に見合った適切な活動が行われるよう、会員事業所のニーズを踏まえ、団体活動の活性化への支援を行うとともに、あわせて会員数拡大に向けた支援にも取り組んでいきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	26	産業文化部	商工勤労課	高齢者就業機会確保事業費等補助金について	<p>高齢者の福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的として、宝塚市シルバー人材センターが行う高齢者の就業機会を提供する事業に対し、令和元年度に2,383万円の補助金を支出しています。</p> <p>ここ数年、厚生労働省が示す交付限度額の増額に伴い本市が交付する補助金額も増加しています。これは、厚生労働省が示す「高齢女性が多く活躍する介護・育児等の分野の就業意欲喚起など生涯現役支援プロジェクトにおけるシルバー人材センターを活用した就業促進」の取組の更なる拡充が求められているためと考えられますが、市からの補助金がこのような取組の拡充につながる事業に活用されているのか、また所管課においても補助金の支出効果が確認されているのか疑問が残ります。</p> <p>ここ数年、会員数が減少し続けていますが、所管課としても、シルバー人材センターの会員数や事業実績の更なる確保に向けて、潜在的に就労を希望する人への支援や新たな就労機会の掘り起こし等に取り組むよう最大限の支援を行ってください。</p>	<p>シルバー人材センターの会員数の減少傾向については、所管課としても当該会員数の拡大を課題として認識しており、具体的な支援策として、広報たからづかに会員の活動を紹介する誌面を令和3年1月～3月まで連続的に掲載することで会員増につなげようと、準備を進めているところです。また、継続して市とセンターの担当者協議を行い、課題の洗い出しや情報共有などの連携を図っています。今後も会員増と、受け皿となる新たな分野での就労機会の掘り起こしにより、相乗的に高齢者の就業を促進できるよう、支援していきます。</p>
2	決算	27	産業文化部	商工勤労課	商店街空き店舗活用事業補助金について	<p>商店街のにぎわいの創出と活性化を図るため、市内商店街の空き店舗を活用して事業を開始する事業者に対し、商店街空き店舗活用事業補助金として家賃の一部に相当する金額を補助しています。</p> <p>利用状況は、平成30年度の決算額が700万円(35件)であるのに対し、令和元年度は456万円(25件)と減少傾向にあります。このことについて、「平成30年度から補助期間を3年間から1年間に変更したことにより、継続利用者数が減少したためである。」旨の説明を受けました。令和元年度が、継続補助22件、新規補助3件であることを考えると、今後交付件数はますます減少するものと思われます。</p> <p>一方、市内商店街の空き店舗率に関しては、令和元年度が20.8%となり平成30年度の21.2%と比較すると若干の改善傾向にありますが、コロナ禍の影響による観光客の減少等で、新規出店数の減少や廃業店舗の増加が懸念されます。</p> <p>今後は、当該補助金がより有効的となるよう補助内容の見直しを検討するとともに、当該補助金だけでなくその他の補助金や貸付金の利用についても積極的に周知し、魅力ある店舗の誘致と市内商店街の活性化に向けて取り組んでください。</p>	<p>令和3年度より商店街空き店舗活用事業補助金と他2つの補助金(空き店舗等出店促進補助金、店舗外装整備補助金)を統合させ、「店舗等魅力向上チャレンジ補助金」へと制度変更を行う予定としています。</p> <p>既存の3つの補助金は、市が指定するエリアにおいては併用が可能でしたが、申請書が別々となるなど申請者にとって分かりにくく手続きが煩雑な面が多くありました。また、令和3年4月策定予定の商工業振興計画(案)において個店から始まるエリアの魅力向上を掲げており、その中でも特にデザイン経営による個店魅力化の支援を主な取組施策としていることもあり、その実現のために市内全エリアを対象とした家賃補助のみならず店舗改装や設備購入が可能となる家賃補助兼出店促進型の補助金制度の設計が求められていることにより、今回の制度変更となりました。</p> <p>この統合した新補助金により、魅力ある店舗の誘致と市内商店街の活性化に向けて取り組んでいきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	28	都市安全部	公園河川課	公園の維持管理等について	<p>令和元年度の公園施設長寿命化計画の進捗状況は計画どおりとなっておりません。このことについて、「地元意見の反映に時間を要したこと、市の計画どおりに国費を確保することが難しいためである。」旨の説明を受けました。財政状況を考えると市費で計画どおりに更新・修繕を進めるのは難しい状況です。近隣市や県と連携して国に要望を上げるなど、計画の進捗に努めてください。</p> <p>また、計画に記載された一般施設のうち、予防保全が必要とされた施設のほとんどが、健全度「D」であり、緊急度は「高」になっています。このことについて、「計画に記載された公園施設の健全度、緊急度は、平成29年度に実施した調査の判定結果が元になっており、平成29年度調査時点で既に修繕・更新が必要と判断された施設だけが計画に記載されている。」旨の説明を受けました。維持管理費用の平準化を図ることが必須とはいえ、平成29年度時点で修繕が必要な施設を長期間放置することになります。公園の安全管理と維持管理に努めてください。</p>	<p>国庫補助事業を引き続き活用することで、公園利用者が安全、快適に過ごせる公園づくりに努めます。また、国要望に関する近隣市等との連携についても検討していきます。</p> <p>施設の更新時期については平準化を図っていますが、毎年実施している点検の中で使用不可や危険と判断された施設については使用禁止や撤去等のハザード除去処置をしています。</p>
2	決算	29	都市安全部	道路管理課	指示書による工事内容の変更について	<p>長尾山大橋補修工事(その1)については、令和元年8月9日に当初契約を行い、8月26日に最初の指示書により、「ラック足場による点検から橋梁点検車を使用した点検」という点検手法の変更指示のみで概算金額は0円に変更されています。令和元年11月27日に2度目の指示書による変更を行い、「ひび割れ注入工の数量を事前調査結果に基づき追加変更」、「上記理由に伴い橋梁点検車の台数を変更」との指示が出され、概算金額は500万円のところ、最終的な変更契約による増額は2,074万円と、指示書による変更見込限度額500万円を大きく上回る結果となりました。</p> <p>また、指示書による追加分と思われる橋梁点検車及びオペレーターに関する複数社からの見積書を確認すると、いずれの見積書も提出日は令和元年9月、見積金額は2,000万円以上となっています。2度目の指示書を出す段階で変更額が500万円を超えることは明らかであり、本来変更契約で対応すべき変更内容であったと考えます。</p> <p>なお、本工事は契約期間の最終日である令和2年3月31日に完成しており、同日付けで2,074万円を増額する変更契約が締結されています。増額分は事業費の確定する完成日まで支出負担行為がなされておらず、市の予算の裏付けがない状態で、発注課からの指示書のみを根拠に実施されたこととなります。</p> <p>今後は指示書による安易な設計変更は行わず、適正な契約事務の執行に努めてください。</p>	<p>工事内容の変更については、当初請負額の30%以上、変更見込額が500万円を超える変更が生じる場合は、速やかに変更契約を行うよう努めます。</p> <p>また、指示書による変更においては概算費を精査し、安易な設計変更は行わず、適正な契約事務の執行に努めます。</p>



年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	30	管理部	施設課	学校施設長寿命化計画策定委託について	<p>令和2年度末までに学校施設長寿命化計画の策定が完了しない場合、令和3年度以降学校施設環境改善交付金の獲得に重大な影響が出るため、進捗状況を確認したところ、「令和元年度に施設の老朽化状況や、運用・活用実態、上位計画の把握、整備の基本方針・整備水準の設定を終え、令和2年度からは具体的な年次計画及び中長期計画の策定に着手している。」旨の説明を受けました。</p> <p>本市の学校施設改修は、国の交付金を財源とすることを前提としており、当該交付金の獲得が非常に重要であることは理解できます。一方、当該計画上で財源となる交付金を毎年度正確に見積もることは不可能であるため、今後は交付金を前提とした現在の施設改修実施と年次計画に基づく施設改修実施の整合性をどのように図るかが課題になってくると考えます。</p> <p>当該計画の策定にあたっては、学校施設長寿命化計画策定委託料1,521万円が発生していることから、交付金獲得のためだけの計画に終わることなく、策定後も当該計画が着実に実行され、学校施設の長期使用に資する実効性のある計画となるよう努めてください。</p>	<p>実効性のある計画とするため、可能な限り、過去の実績額に基づく予算規模から逸脱しないよう計画策定に取り組んでいます。</p> <p>策定にあたっては、人口急増期に集中的に建築された校舎の改修で相当な負担が見込まれる一方、歳入の減少予想や、将来的な少子化に伴う施設の統廃合や減築による事業費の削減の可能性があっても、現段階で計画に織り込むことができないことに加えて、国の施策方針により毎年度変化する交付金を正確に見積もることは不可能なことから、これらの不確定要素を踏まえて、当計画は概ね5年ごとに見直すこととし、計画策定後も引き続き、施設実態や上位計画との整合、庁内関係部局との課題や検討事項の調整を行い、都度実効性のある計画となるよう努めていきます。</p>
2	決算	31	管理部	学校給食課	給食室等の修繕について	<p>給食室修繕一覧について、起票日が近接し、かつ同事業者と契約しているケースが見受けられました。一括発注の可能性については、「夏季休業期間に修繕を間に合わせるためそれぞれの発注となった。」旨の説明を受けましたが、修繕に係る準備行為を早期に行うことで、一括発注を行っても夏季休業期間内に修繕を間に合わせる事が十分可能であったと考えます。</p> <p>本市の契約事務マニュアル(施設修繕編)では、「130万円を超える案件については、契約課で工事として発注すること。」とされていますが、130万円を超えないよう分割発注を行うことで工事契約を回避する意図があったのではないかと考えざるを得ません。</p> <p>さらに、同マニュアルでは、「修繕を実施する前に計画的な修繕が可能でないか、近接箇所や修繕時期を総合的に判断して安易に分割していないか、入札に付すことができないか、必ず精査すること。」とされています。</p> <p>今後、分割発注との疑念を抱かれることのないよう契約事務マニュアルに従い、施設の修繕準備等は時間的に余裕をもって計画的に取り組むとともに、市の厳しい財政状況の中、経済性を満たす契約を行うよう努めてください。</p>	<p>主な修繕を夏季長期休業中に行う必要があるため、限られた期間内ではありますが、可能な限り、早期に詳細の決定を行うことで、契約事務マニュアルに従った適切な契約を行うよう努めていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	32	学校教育部	学校教育課	学校図書館教育推進事業について	<p>事業の成果指標である年間貸出冊数は、平成28年度に学校司書の配置日数を増加させたことにより、小・中学校ともに年間貸出冊数の増加が見られたものの、中学校の年間貸出冊数は平成29年度以降減少傾向にあります。学校園で開館時間の差が生じないよう工夫するとともに、中学生における年間貸出冊数の減少理由については、一度詳細な分析を行った上で対策を講じる必要があるのではないかと考えます。</p> <p>また、本市の全国学力学習状況調査の結果(令和元年度)において、「読書が好きか」という問いに対しては、「当てはまる」・「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合は、中学校では全国平均を下回る結果となっています。</p> <p>今後の取組として、図書の充実や開館時間の延長もさることながら、どのように読書の啓発活動を行っていくかも重要ではないかと考えます。必要に応じて司書教諭とも連携しながら、更なる事業の充実に努めてください。</p>	<p>児童生徒の読書活動の推進にあたっては、各校配置の学校司書との連携が重要であると考えていることから、引き続き連携を強化するとともに、各校の図書館教育担当教員からも課題や現状について把握することに努めます。今年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた読書活動の推進に取り組む必要があるため、通常とは違う学校図書館運営についても考察します。</p> <p>また、今後の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、今年度は例年より多くの新規購入本が学校に入る予定です。今後も学校と市教育委員会が連携して児童生徒が関心のある図書を選書するなどし、読書活動の推進につなげていきます。</p>
2	決算	33	市民交流部	国民健康保険課	国民健康保険事業費について	<p>「国民健康保険財政収支予測」では、令和2年1月現在、令和元年度の単年度収支を3億3,100万円の赤字と見込んでいましたが、実際には4億6,417万円の黒字となっています。令和元年度末の基金残高は11億3,837万円であり、令和元年度の繰越金から県への返還金を控除した残り3億9,342万円を基金に積み立てると、総額15億3,179万円となります。見込額と決算額に約7億9,500万円もの乖離があると、保険税率等の見直しの判断に誤った影響を与えかねません。今後、基金残高の推移を十分に見極めると同時に、できる限り正確な収支見込に基づく適正な判断がなされるよう取り組んでください。</p> <p>また、県補助金のうち保険者努力支援分については、阪神間で最下位、県下41市町のうち40位となっています。宝塚市国民健康保険運営協議会答申においても、「国の定める保険者努力支援制度の各項目に即した個別の取り組みにも着実に成果をあげるために、庁内での連携を深めながら効果的な対策に全力をあげて取り組んでいくべきである」と意見されていますが、現在の取組は十分とは言えません。今後もなお一層関連部署で連携し、受診率や収納率の向上を図り、交付金の獲得に努めてください。</p>	<p>「国民健康保険財政収支予測」については、令和元年予算の基金取崩予定額4億2,577万円を含まない形で宝塚市国民健康保険運営協議会に提示しています。実際の決算では、基金取崩予定額全額を取り崩した上で、4億1,465万円を基金に積み立てていますので、決算額を資料の形式で表示すると3,235万円の赤字となり、予測値との差額は約3億円で、収入予測額の差と合致します。いずれにしましても、予測額が国民健康保険税収入額約50億円中3億円の差が生じたことは事実でありますので、より精度の高い予測に努めていきたいと考えています。また、誤解を生じやすい表現を使用していたため、今後は表現を改めていきます。</p> <p>保険者努力支援制度については、一層関連部署と連携し、交付金の獲得に努めていきます。</p>

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	決算	34	市民交流部	国民健康保険課	国民健康保険診療施設費について	<p>国民健康保険診療所は、平成31年4月から医科の医師が交代し、診療体制も変更した結果、患者数が前年度より増加しています。国民健康保険診療施設費会計における一般会計からの繰入額は、5,000万円が一定の目安とされてきましたが、平成30年度4,630万円から令和元年度3,454万円に減額されており、経営が大きく改善されていることは大いに評価できます。今後も、現在の体制を維持できるように努め、引き続き安定した経営を目指してください。</p>	現在の体制を維持し、安定した経営を行えるよう努力していきます。
2	決算	35	健康福祉部	介護保険課	介護保険事業費について	<p>令和元年度の収支は、歳入が204億1,493万円、歳出が200億987万円であり、当年度の歳入歳出差引額は4億506万円の黒字となっています。</p> <p>歳出における不用額は、12億6,950万円で前年度の不用額8億5,014万円と比べると4億1,936万円(49.3%)増加しています。</p> <p>介護保険事業費会計は、一般会計からの繰入れが行われているため、介護保険事業費会計で多額の不用額が発生した場合、一般会計においても介護保険事業費会計に対する繰出金に不用額が発生することとなります。このような一般会計への影響を考えると、多額の不用額が見込まれる場合には、補正予算にて適切に不用額の減額を行う必要があると考えます。</p> <p>今後も事業計画での推計値をもとに予算編成を行うのであれば、次期事業計画の策定にあたっては第7期介護保険事業計画での実績を十分に検証するとともに、推計値との乖離が生じて多額の不用額が生じることのないよう緻密な事業計画の策定に努めてください。</p>	<p>3年を1期とする介護保険事業計画策定に際しては、被保険者数や認定者数から必要となる介護サービス量を勘案し、事業量を推計しています。次期計画策定にあたっては、今期計画の実績を十分に検証し、綿密な事業計画の策定に努めます。</p> <p>介護サービス量は高齢者個人の事情や、計画期間中の予期せぬ社会情勢の影響を受けて増減する可能性があるため、慎重に状況を考慮し、年度内の必要額を精査してなお多額の不用額が見込まれる場合は、必要に応じ、年度内において補正予算にて減額することを検討します。</p>

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容(回答).pdf』をご覧ください。